

意見書案第24号

令和5年9月28日提出

令和5年9月28日可決

提出者 市議会議員 角 田 修 一
同 横 山 勝 彦
同 中 里 武

子どもを性被害から守る早急な制度化を求める意見書

子どもへのわいせつ事件が発覚した教員らが別の地域で再雇用され、性犯罪を繰り返すケースが後を絶たない。

信頼する教員などから性被害を受けた子どもの心には大きな傷が残り、卑劣な犯罪の再発を防ぐため、罪を犯した人物を子どもから遠ざける仕組みが必要である。

こども家庭庁は、英国の「前歴開示及び前歴者就業制限機構」(DBS)を参考に制度づくりを進めており、日本版DBSと呼ばれる。性犯罪歴が確認された場合は、子どもと接する仕事に就けないようにすることが想定されている。

また、教員や保育士など、免許や資格が必要な職業だけでなく、学習塾やスポーツクラブといった民間の事業者も、任意で制度を利用できるようにする方向で検討している。

一方で、犯罪歴は極めて高度な個人情報であるため照会の際は、対象を就業希望者に絞り、本人の同意を取るなど、限定的な利用にとどめる必要がある。

万一、外部に情報が流出すれば、重大な人権侵害となり性犯罪歴がある人の就業を制限し、憲法が保障する「職業選択の自由」に抵触する。

しかし、子どもを性被害から守るには、性犯罪歴の照会制度をスタートさせることが重要である。

よって、国においては、子どもを性被害から守る早急な制度化を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

内閣府特命担当大臣 (こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)

前橋市議会議員 阿 部 忠 幸